

令和6年（第1回定例会）

総務企画消防委員会 会議録

令和6年3月6日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和6年3月6日(水)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時40分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(9名)

委員長	森山義治	副委員長	小野佳子
委員	泉武弘	委員	野口哲男
委員	松川章三	委員	吉富英三郎
委員	阿部真一	委員	森裕二
委員	塩手悠太		

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部長	柏木正義	総務部参事 兼債権管理課長	宇薄隆
企画戦略部長	安部政信	企画戦略部参事 (CDO)	浜崎真二
防災局長	白石修三	議会事務局長	河野伸久
企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知	職員課長	竹元徹
市民税課長	佐保博士	資産税課長	野田哲也
政策企画課長	清末妙	政策企画課参事	佐藤浩司
情報政策課長	新貝仁	防災危機管理課長	中村幸次
議事総務課長	中村賢一郎	選挙管理委員会 事務局長(監査 事務局長併任)	若杉篤

議会事務局出席者

局長 河野伸久 課長補佐 岩男涼子
事務員 尾割春晃

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第1号	令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）関係部分	全員一致による原案可決
議第16号	別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第17号	市長専決処分条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第18号	別府市監査委員に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第44号	他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について	全員一致による原案可決
議第45号	字の区域及びその名称の変更について	全員一致による原案可決
議第47号	市長専決処分について（関係部分）	全員一致による承認
議第49号	市長専決処分について	全員一致による承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和6年3月6日

総務企画消防委員会

委員長 森山義治

総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10時00分

○森山委員長

ただいまから、総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）関係部分ほか7件でございます。

審査は、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決をいたします。

初めに、議会事務局関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）議会事務局関係部分について、当局から説明を願います。

○河野議会事務局長

それでは、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）議会事務局関係部分につきまして、課長より御説明をさせていただきます。それではよろしく願いいたします。

○中村議事総務課長

それでは、私から御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

議会事務局提出議案について御説明いたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算書の20ページをお願いいたします。

事業番号0100議員に要する経費の減額956万8,000円についてでございます。まず、第3節職員手当等のうち、期末手当の435万2,000円を減額しようとするものでございます。

これは、毎年度の期末手当の予算は、議員定数の25名分で計上しておりますが、昨年 of 統一地方選後、初当選の議員さんの6月期の期末手当の算定をする在職期間が短いことに伴い、これらの方が100分の30の時間率となるため、当初予算計上額から不用額が生じた分を減額しようとするものでございます。

次に、第4節共済費のうち、議員共済等521万6,000円を減額しようとするものでございます。

こちらは、毎年度当初予算時は議員定数25名分の議員共済年金給付費負担金として計上しているものでございますが、昨年4月1日の算定基準日の時点において、議員3名の欠員が生じていたことにより、当初予算計上額に対し、3名分の共済費負担額の不用額が生じたことから、これを減額しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会事務局関係部分の議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）議会事務局関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、議会事務局関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、議会事務局関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10時03分

（再開）10時03分

○森山委員長

それでは、再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）職員課関係部分及び議第16号、別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、当局から一括して説明を願います。

○柏木総務部長

総務部からは議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）職員課関係部分、市民税課関係部分、資産税課関係部分と、議第16号、別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての議案を提案させていただいております。

それでは、議第1号職員課関係部分及び議第16号について、職員から説明をいたします。何とぞ審議のほど、よろしく願いいたします。

○竹元職員課長

それでは、職員課関係部分の議案につきまして御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

初めに、予算議案の御説明をいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）職員課関係部分についてになります。

予算書の7ページをお開きください。

債務負担行為の補正になります。第3表の2、テレワーク利用料につきまして、テレワークに使用しますパソコン利用料金の高騰に伴います債務負担行為限度額を10万7,000円増額するものとなります。

次に、予算書の21ページを御覧ください。

歳出の補正予算になります。

1段目の事業番号0120職員人事管理に要する経費としまして退職手当6,466万7,000円を減額するものとなります。これは定年引上げに伴います年度末、60歳職員の退職者の減少による不用額を減額するものとなっております。

次に、事件議案の御説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。

議第16号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、職員の年次有給休暇を暦年付与から年度付与にする休暇に改めることに伴う条例を改正するものとなります。

説明は以上となります。御審議のほど、どうぞお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○阿部委員

1個だけ。事業番号0120の職員人事管理に要する経費の減額のところで、退職が延長になって2年に一度ずつ、65歳まで段階的に増えるということで条例変更になってますが、今回減額になった人数、想定とずれた人数と、今後退職側の延長になることでこの減額の数が、なるべく差異がないように予算設計をしてもらいたいなというふうに思うんですけど、その辺はどのような算出になっているのかお答えいただけますか。

○竹元職員課長

まず、当初予算では、定年者13名の、18人中13名が定年退職をされるという見込みで積算をしておりました。実際には18人中6名の定年退職者がありまして、12名の方が定年の引上げ延長を希望されたということになります。

次年度以降は、今回初めての制度改正ということになりますので、この実績を踏まえた上で積算には当たっていきたいと考えております。

○阿部委員

これは今積算の当初予算からの、ヒアリングしながらという形ではあるんですけど、そのヒアリングの方法というのはどういった形で今されてるんですか。職員の退職に伴う今後の生活基準とかもあるし、個人の考え方もありますし、そういったヒアリングというのはどのように制度として整えているのか、何か規定があるのか。その辺をちょっとお願いします。

○竹元職員課長

対象者となる方につきましては、制度の説明を対象者全員お集まりいただいてそういう中で御説明をさせていただいた中で、本人の希望を確認して、その結果、そういった対応をしていくと。

○森山委員長

いいですか。

○阿部委員

なんか要綱とかで決めてはないですね。

○竹元職員課長

決めてはいないです。

○阿部委員

分かりました。

(委員長交代、小野副委員長、委員長席に着く)

○森山委員

ちょっと1点だけ。議第16号ですかね、休暇等に関する条例。これなんです、年度にするんで、みたいですけども、特休ね、病気休暇では、あるいは育児休暇、男性の、それから看護休暇、こういうような特休についても4月からになりますか。

○竹元職員課長

特別休暇の中で暦年付与になっているものが5つあります。例えば、先ほど今委員長からお話があった子の看護休暇とかも暦年付与になってるんですが、そういった暦年付与になってます特別休暇も、今回の年休の年度付与の改正に合わせて同様の取扱いに検討していきます。

○森山委員

同様ということでもいいんですかね。

○竹元職員課長

暦年から年度付与に移行されます。

(委員長交代、森山委員長、委員長席に着く)

○森山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)職員課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第16号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第16号については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10時12分

(再開) 10時12分

○森山委員長

再開いたします。

次に、市民税課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)市民税課について、当局から説明

をお願いいたします。

○柏木総務部長

それでは、議第1号市民税課関係部分について、市民税課から説明をいたします。何とぞ審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○佐保市民税課長

それでは、今定例会に提案させていただいております議第1号、令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明いたします。

市民税課からは2つの事業の追加補正を提案しておりますが、まず予算書右下、5ページの繰越明許費補正、上から2行目の住民税システム改修事業1,045万6,000円と、22ページの歳出、市民税賦課に要する経費の追加額としまして、住民税システム改修業務委託料1,045万6,000円は関連がありますので、一括して御説明いたします。

これは、令和6年度の税制改正で行われる定額減税に対応した基幹系のシステム改修となります。個人住民税におけるこの特別控除の額は本人が1万円、さらに控除対象配偶者、または扶養親族1人につき1万円がプラスされるものでありますが、給与所得に係る特別徴収の場合や、公的年金等の所得に係る特別徴収の場合、そして普通徴収の場合における特別減税額の算出や、それぞれの納期における徴収等に関しまして、現行のシステムを大幅に改修する必要があります。そこで、この改修費用として1,045万6,000円を追加補正し、同額を繰り越すものであります。

続きまして、予算書右下の7ページを御覧ください。

一番下の行の、個人住民税賦課業務委託料の債務負担行為補正であります。これは令和5年度の当初予算におきまして、令和5年度中に契約した個人住民税賦課業務委託料を令和6年度にわたり支出できるよう、638万2,000円の債務負担行為を設定していたものであります。

この委託料は、新年度の住民税の課税業務に関し、例年1月から6月までの繁忙期における職員の業務負担を軽減することを目的に、超過勤務の縮減を図り、課税の公平性・正確性を一層高めるため、働き方改革の一環として、令和4年度からその業務の一部を外部委託しているものであります。

先ほども申し上げましたように、令和6年度は定額減税や森林環境税の均等割への上乗せなど、事務量は年々増加しておりますことから、今回特別徴収の納税通知書等の封入封緘作業を当初の委託業務の契約に加え、実施するため、489万2,000円を追加補正し、その限度額を1,127万4,000円としようとするものであります。

以上で、市民税課関係部分の説明を終わります。何とぞ慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。ほかに質疑ありませんか。

○野口委員

マスコミ報道等によると、国のこのシステム改修というのを進めていく上で、業者が不足している、あるいは例えばそういう期限に間に合わないとか、そういう自治体がかかなりあるんじゃないかというようなことを報道されてるけども、どこの業者で、これはちゃんと期限

内に改修ができるのかどうか、それだけ聞かせて。

○佐保市民税課長

システム改修に関しましては、今富士通のほうと契約してはありますが、この話が出たときから既に富士通とずっと話をできてきて、見積りの金額約1,045万円が出てきたところではありますけれども、議決をいただきましたら、3月中には契約して7月には終了するような形で繰越しを予定しております。

○野口委員

じゃあ、別府はちゃんと期限内に収まると。

○佐保市民税課長

大丈夫です。

○野口委員

分かりました。

○森山委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)市民課、市民税課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号市民税課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、市民税課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10時18分

(再開) 10時18分

○森山委員長

再開いたします。

次に、資産税課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)資産税課について、当局から説明を願います。

○柏木総務部長

議第1号資産税課関係部分につきまして、資産税課から説明をいたします。何とぞ審議のほどをよろしくお願いいたします。

○野田資産税課長

それでは、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）の資産税課関係部分について御説明させていただきます。

補正予算書の22ページをお開きください。

事業番号0168固定資産システム評価に要する経費につきまして、不動産鑑定評価委託料を438万6,000円減額するものです。これは、地方税法附則第17条の2に基づき、地価の下落分を令和6年度の固定資産税における土地の評価に反映させるため、不動産鑑定士に下落地点を報告してもらうものですが、下落地点が当初の見込みより少なかったため、不用額となったものです。

以上、資産税課関係部分の議案につきまして御説明させていただきました。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いたします。

○森山委員長

以上で、当局の御説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）資産税課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号資産税課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、資産税課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10時26分

（再開）10時31分

○森山委員長

再開いたします。

次に、政策企画課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）政策企画課関係分、議第44号、他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、議第45号、字の区域及びその名称の変更について、議第49号、市長専決処分について、政策企画課関係部分、以上4件を当局から一括して説明願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部が提出いたしました議案について御説明いたします。

企画戦略部におきましては、予算議案といたしまして議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）関係部分、その他議案としまして議第17号市長専決処分条例の一部改正について、議第44号他の地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、議第45号字の区域及びその名称変更について、議第47号市長専決処分について、及び議49号市長専決処分についての6議案を提案させていただいております。

それでは、最初に政策企画課長から議第1号予算関係議案関係部分、その他議案の議第44号、議第45号及び議第49号を説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○清末政策企画課長

政策企画課関係4議案について御説明いたします。

初めに、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）政策企画課関係部分について御説明いたします。

補正予算書の12ページを御覧ください。

歳入についてですが、一番上の地域就職氷河期世代支援加速化交付金の減額338万8,000円は、就職氷河期世代支援加速化交付金事業の決算見込みにより、歳入を減額するものです。

次に、歳出の説明をいたします。

補正予算書の21ページをお開きください。

上から2つ目の事業コード0134、広域行政に要する経費の追加額1,169万8,000円は、別枠速見広域市町村圏事務組合に派遣している職員の人件費の精算により、負担金を追加するものです。

次の、事業番号0150、交通体系整備促進に要する経費の減額869万1,000円は、物価高騰などによる生活バス路線維持費補助金の不足額39万1,000円を追加し、自動車第2種免許取得に係る費用を助成する自動車第2種免許取得助成金の不用額を減額するものです。

続きまして、23ページをお開きください。

事業コード1376住居表示に要する経費の減額3,063万4,000円については、住居表示の実施町数が当初見込みを下回り、不用額が生じたことにより、住居表示実施業務等委託料等を減額するものです。

33ページをお開きください。

一番上の事業コード0960広域行政に要する経費の減額208万円については、秋草葬斎場の人件費の精算に伴い、負担金を減額するものです。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

続きまして、議第44号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について御説明いたします。

議案書の72ページをお開きください。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により大分都市広域圏を構成する大分市が設置する大分市荷揚複合公共施設及びコンパルホールを本市の住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議第45号字の区域及びその名称の変更について説明いたします。

委員長、議第45号の追加資料として資料を配付させていただいてもよろしいでしょうか。

○森山委員長

はい、どうぞ。

○清末政策企画課長

議案書の74ページから96ページを御覧ください。

令和5年第4回市議会定例会において、住居表示を実施する市街地の区域及び当該地区における住居表示の方法について議決をいただきました、通称朝見1丁目、朝見2丁目、朝見3丁目、原町、春木、南須賀、南立石板地町、南荘園町、朝日ヶ丘町、鶴見園及び小倉の11町において、字の区域及びその名称を変更することについて、地方自治法第206条第1項の規

定により、議会の議決を求めるものです。

75ページから96ページについては、この11町について、別図1で示す現在の大字の区域及びその名称を、別図2で示す変更後の町の区域及びその名称に変更しようとするものです。

また、先ほどお配りさせていただきました参考資料は、新たな町名とその読み方を示したもので、地域からの要望書に基づいて定めたものになります。

続きまして、115ページをお開きください。

議第49号、市長専決処分について御説明いたします。

2月14日に将棋の第82期名人戦第4局の別府市での開催が決定し、対局のほか、記念企画等を市政100周年を記念する事業として実施することに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する補正予算を市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

122ページをお開きください。

歳入についてですが、第82期名人戦別府対局のイベント参加権及び宿泊等を返礼品とする寄附額として、湯のまち別府ふるさと応援寄附金300万円を追加するものです。

124ページをお開きください。

歳出といたしまして、事業コード1374市政100周年記念に要する経費2,050万円を計上しています。事業費の内訳は、5月に開催される対局や大盤解説、前夜祭等に加え、市民や子どもたちが参加する記念企画等を実施するための第82期名人戦別府対局実行委員会への負担金2,040万2,000円、委員等謝礼金9万8,000円となっております。

また、今年度から翌年度にわたり支出するため、119ページに繰越明許費を計上しています。

以上で、政策企画課提出の4議案の説明を終わります。何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○阿部委員

12ページの地域就職氷河期世代支援加速化交付金の減額、330万円なんですけど、これ具体的に事業で言うところの事業になって、どういった要因でこの減額になったのか、ちょっと御説明いただけますか。

○安部企画戦略部長

これは6月、令和5年度の6月補正予算で計上しました自動車の運転手対策として、第2種免許の取得費に対する助成金という形で、移住交付金とか運転手の確保対策として一連の予算を上げた中の一つでございます。

これは当初タクシー事業者、あるいはバス事業者と協議する中でそういった助成制度を設けてほしいという声を聞いて、それで6月補正予算に計上しました。しかしながら、移住者は利用者がいたんですが、ちょっと免許取得については利用者がいなかったんで、今回減額というふうなことで減額補正させていただきました。

○阿部委員

減額することによって、国からの交付金になるんですかね、理解としては。

○佐藤政策企画課参事

お見込みのとおり、国からの4分の3の補助金です。

○阿部委員

そうすると、このデジタルで構想とかの国の各種の交付金によってKPIが反映されないと、次年度事業としては成立しないとか、一般財源でしないといけないという、その辺の、今回この交付金を受託できる方がいなかったという理解で、減額になったと思うんですけど、今後は交付金が減額になったことで、こういった就職氷河期世代の方の政策というのはどういふふうな影響があるのか。

○安部企画戦略部長

これは地域再生法に基づく、例えばデジタル田園都市構想交付金とかとちょっと種類が違う交付金でございます、そういった地域再生計画に基づいて実施する事業ではないので、KPIとかの設定というのはありません。

ですので、これはもう継続して、運転手確保対策というのは今後もしていく予定ですので、令和6年度予算についても予算計上を今させていただいておりますし、国庫支出金についても獲得を目指していくというふうなことで考えております。

○野口委員

1ついい。これちょっと市民からの要望ですけど、去年酷暑対策で電化製品とかいろいろ補助金をつけましたわね。今回、その高齢者等の話によると、知らなかったという人がおるんですよ。今年そういうのがあるんでしょうかという問合せがあったんで、いや今のところは決まってないよという話をしたけども、コロナ関連の予算とかそういうものが余ったっていうのはおかしいんですけど、そういうものを補助金として転用してね、今年もそういうのをやっていただきたいなという要望があるんで話をしておきます。

以上であります。

○森山委員長

要望ということです。ほかに。

○森委員

交通体系整備促進に要する経費の分ですけど、自動車第2種免許取得助成金に関して、約900万円減額ということですけど、実際これ利用した人数とかいうのは分かりますか。

○佐藤政策企画課参事

利用した人数についてはゼロです。しかしながら、今回2名の方が実際この補助金を使って、免許を取得する運びでありましたが、事業者の就職試験においてちょっと落ちてしまいましたので、今回2名の補助金というのが執行できなかったというところと、あと来年度につきましても、既に何名かの方はドライバーになりたいという方も既に予約というか、お話のほうはいただいておりますので、その方についてもこの補助金ができるように、今内閣府と調整しながら取り組んでいるところです。

○森委員

就職ができなかったらこの補助金が取れないという形。

○佐藤政策企画課参事

そのとおりでございます。

(委員長交代、小野副委員長、委員長席に着く)

○森山委員

ちょっと1つだけ、いいですか。大分市は、大分県が運転免許取得の補助をやりますよね。別府市が、移住者に対して行う運転免許取得の助成と大分県が行う補助とダブって補助金等をもらうということはなかろうけど、どのようになるんですかね。

○佐藤政策企画課参事

今回の免許取得につきましては、別府市の場合は内閣府と連携した取組になります。大分県のほうは恐らく他府県のほうでの単独の事業になると思うんですけども、補助率から言っても別府市の補助率、断然高いということです。別府市はほぼほぼ全額が補助で賄えますので、移住者の方の負担というのはほとんどないような状況にはなります。

なので、県のほうが取った場合は、別府市のほうは使えないという形になります。

○森山委員

そしたらね、移住者は大分県が免許取得者に対して補助するのか。

○佐藤政策企画課参事

別府市の免許取得につきましては、内閣府の事業になります。

○森山委員

だから。

○泉委員

要するに重複使用できないということやね。別府市と大分県の補助金、交付金の重複使用はできないって。決まってる。

(委員長交代、森山委員長、委員長席に着く)

○森山委員長

ほかに質疑はございませんか。

○阿部委員

議第49号の専決処分で、藤井聡太さんの対局が決まったということで増額になってますんで、これ時間がないので実行委員会のほうで、警備とかマスコミもかなり来られるというような話も聞いております。そういった体制と、あと実行委員会で今度4月に記念式典等、温泉まつりと一緒に同日であるときに、年間スケジュールみたいなのを大体の大方のところまで議会のほうにもお知らせしていただけると、7月にはいろんな交流スポーツがあるんじゃないかとかいろんな話は外部の友好団体からお聞きしています。年間通してこの市制100周年記念事業をするということの理解で、年間的な大方のスケジュールみたいなのがある程度見えてくると、ちょっと問合せも多いこともありますし、点でしか御報告がないんで、その辺もぜひ今後実行委員会、事務局は多分、政策企画課になるとは思うんで、その辺を議会事務局通して、していただけたら大変ありがたいと思いますんで。

○安部企画戦略部長

市制 100 周年記念のプレ事業も始まっているんですが、そういったトータルのスケジュールも合わせて本格的な御案内ですね、パンフレットというのを今、作成しております。それをもう皆さんにお配りするとともに、行事につきましてはその都度、議員さんのほうには御案内をさせていただきたいというふうに思っております。

○森委員

議第 45 号の字区域の名称の変更についてですが、変更後の通知方法というのと、あと変更した後の一定期間、前の住所等も使える状態なのかとかというのが、もし分かれば教えてください。

○清末政策企画課長

通知方法なんですけれども、今年度の例で言いますと、1月8日が実施日でしたが、11月頃から委託してる業者さんのほうが1軒1軒通知書を持ってお回りして、差し上げてるような形になります。それで、ちょっとあらかじめ1月8日実施ですけども、通知は早めにお知らせするようにしております。

もう一つ、実施後、旧住所がいつまで使えるかということなんですけれども、正式な住所はそのような形で変わるんですけれども、郵便等の対応は、1年はそのまま使っても大丈夫ということで、ちゃんと届けていただけたというようなことを聞いておりますので、通常的生活の中で徐々に変更していただければいいかなと思っております。

ただ、身分証明とかを使う場合には新しい住所に早めに変えていただいて、新しい住所で使っていただけたらいいかなと思っております。

○森山委員長

ほかに質疑ございませんか。

○松川委員

広域行政に要する経費の追加額っていうのがありましたよね、1,169万8,000円。この負担金なんだけど、これは何か増えた理由があるんですか。負担が増えたとか、ちょっと私、広域今度あるんで、聞いておきたいんですが。

○安部企画戦略部長

これの主な原因は、人件費についてでございます。人件費については、それぞれの所属の市役所、別府市は別府市の職員の分を払って、最終的に負担割合、おおむね別府市の分は6割なんですけど、それで全体の人件費を精算をします。その際に、実際に支払った額と負担額が、差が生じたときに、その分を調整するものでございます。

ですので別府市の場合は、今回実際に職員に払ってた分が、精算した場合足らなかったんで、追加という形で予算が入るということです。

○森山委員長

よろしいですか。

○森山委員長

ほかに質疑ございませんか。

○塩手委員

すみません、藤井聡太さんの議題49号なんですけど、これ純粋に、僕も一将棋ファンで、指すのも見るのも好きで、大盤解説も行きたいなと思ってなんですけど、本当に純粋に疑問で聞きたいことなんですけど、これもちろん手を挙げて開催するっていうことで、もちろん誘致した側に最低限、会場とかというお金を払わなあかん、自分たちが自己負担しないといけないと思うんですけど、これって将棋連盟から最低限これぐらいの、例えば前夜祭これぐらいの規模とか、大盤解説これぐらいの人を呼んでくださいとかというのってあったりするんですか、その規定が。

それとも、もう完全に別府市がほかの市町村、前年、従来のですね、名人戦の規模を調べて積算して2,000万円ってつけたのか、それとももう最低限これはしてくださいという、将棋連盟からの指定があって2,000万円になったのか、そこら辺ちょっと、純粋にですけどどういうふうなてんまつに。

○安部企画戦略部長

他の実施開催地は当然調査をしております。ですけど、前夜祭とか大盤解説等は、基本的には開催地が主導ですするというものが出て、規模等も決定するというので、できるということで、別府市の場合はやはり多くの方は大盤解説とかそういうよびたいという意向がありまして、会場は通常1か所なんですけど、別府市は2か所設けたりとか、そういったふうに別府市主導で決定して、その規模に応じて予算を計上しているところでございます。

ちなみに、ちょっと竜王戦なんですけど、北九州、一番近いところで北九州で開催したんです。そのときは3,000万円北九州は払っているらしいです。それぞれちょっと自治体によって負担する額が違いますが、前夜祭とかは大盤解説班、基本的には開催地という、主導で決めるということで、それに基づいて積算をしております。

○塩手委員

全局、多分全部で8局あると思うんですけど、名人戦、7か。一応大体その7局の開催地とも2,000万円ぐらいとかそれぐらいなのか、ちょっと別府、将棋連盟も100周年で別府市も100周年ってことで、非常にマッチしてると思うんで、何か7局対局の中でもこれをちょっと豪勢にというか、希望としてはあるんですけど、そこら辺の7局の開催地を見比べて、大体今皆どこも一緒ぐらいの規模でやるというか、2,000万円とか3,000万円ぐらいの規模でやるんですか。

○安部企画戦略部長

基本的には対局の、何局するかというのは選択ができないんですね。ですので、何局によって、1局と2局が金額が違うかとかいうのはちょっとそれは。

○森山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第44号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第44号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第45号字の地域及びその名称の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第45号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第49号市長専決処分について、政策企画課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第49号政策企画課関係部分については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上で、政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10時51分

（再開）10時52分

○森山委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）財政課関係部分、議第17号、市長専決処分条例の一部改正について、議第47号市長専決処分について財政課関係部分、議第49号市長専決処分について財政関係部分、以上4件を当局から一括して説明を願います。

○矢野企画戦略部次長兼財政課長

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）財政課関係部分について、御説明をいたします。

歳入から御説明いたします。

予算書の12ページをお開きください。

上から2段目になりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加額では、令和6年度に実施が予定されております国の物価高騰対策における定額減税実施に伴う市民税課税システム改修費の財源といたし、財源としての1,045万6,000円の増額を計上しております。

次に、18ページをお願いいたします。

別府市財政調整基金繰入金の追加額では、今回の一般会計補正予算における財源調整のため、財政調整基金から一般会計の繰入金として2,943万9,000円の増額を計上しております。

次の、べっぷ未来共創基金繰入金の減額では、今回の補正予算で新図書館整備における施設整備工事費等の不用額を減額補正として計上しておりますが、その財源となるべっぷ未来共創基金の繰入金465万4,000円を減額するものであります。

次に、19ページをお願いいたします。

下から2段目になりますが、減収補てん債では350万円を計上しております。今回の減収補てん債では、利子割交付金の収入実績が普通交付税算定時の見込みより下振れしたことにより、財源を補填するため発行する地方債で、今年度における起債の元利償還金につきましては交付税措置されることとなります。

次の調整債では1,960万円を計上しております。この調整債は、法人税割の減収額が地方消費税交付金の増額を超える場合に措置される地方債となります。

なお、8ページでは地方債補正、第4表の1において、ただいま御説明いたしました減収補てん債及び調整債における地方債補正の限度額等について計上しております。

続いて、歳出について御説明をいたします。

21ページをお願いいたします。

一番下になりますが、0163基金積立金の追加額として、別府市減債基金積立金1億2,602万3,000円を計上しております。これは、国の補正予算（第1号）におきまして、臨時財政対策債の償還財源として追加措置されました地方交付税を別府市減債基金に積み立てるものであります。

続きまして、議案について御説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

議第17号市長専決処分条例の一部を改正する条例についてです。地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたこと及び地方債の借入れが協議制へ変更されたことに伴い、規定する必要性がなくなった事項について当該部分を削除するため、改正をするものであります。

次に、101ページをお願いいたします。

議第47号市長専決処分についてにおける令和5年度別府市一般会計補正予算（第10号）、財政課関係部分についてです。

108ページをお願いいたします。

住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給における財源といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加額4億2,400万円を計上しております。

最後になりますが、115ページをお願いいたします。

議第49号市長専決処分についてにおける令和5年度別府市一般会計補正予算（第11号）、財政課関係部分についてです。

123ページになりますが、別府市財政調整基金繰入金の追加額については、本補正予算での財源調整として1,750万円を、別府市財政調整基金から繰入れを行うものであります。

以上で、財政課関係部分についての議案について説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○森山委員長

以上で、当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○泉委員

物価高騰対策をもう少し具体的に説明してください。

○矢野企画戦略部次長兼財政課長

今回の市長専決におけます物価高騰対策につきましては、前回補正予算（第10号）という形で専決処分をさせていただいているところではあるんですけども、国の経済対策で追加措置をされたものであります。

具体的には、物価高騰の影響を受けている低所得者のうち住民税の非課税割の世帯に対して、特別給付金1世帯当たり10万円を支給する事業と、もう一つは同じく低所得者のうち子育て世帯に特別給付金、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

○泉委員

物価高騰対策で、今まで燃費の補助をやりましたね。物価高騰対策の中になぜ農家の肥料等の高騰対策は今まで組まれなかった、僕不思議でならないんですけど、これを除外をする何か規定があるんですか。

○矢野企画戦略部次長兼財政課長

物価高騰対策、国から示されている物価高騰対策につきましては、国から推奨メニューというのがございます。委員おっしゃるとおり、農家への対策というところもメニューの中に入ってはいたんですけども、別府市として優先順位に基づいて、今回物価高騰対策費を計上させていただいたところでありまして。

○泉委員

課長、今の説明の中で優先順位をとという説明がありましたね。先にNHKが、学校給食の食材調達費の高騰が非常に負担になっているというようなことを説明してました。これ一つは、生産農家で肥料高騰が、回り回って食材調達費に転嫁されてるわけなんですよ。なぜ、農家だけはいつもこういうふうに阻害されるんですか。

農家はね、肥料の高騰というのはすさまじいんですよ。これがなぜ対策メニューの中に入らないのか、ちょっと分かるように説明してください

○矢野企画戦略部次長兼財政課長

物価高騰対策につきましては、国のほうから先ほど申し上げましたように推奨メニューという形でメニューが上がってきます。そしてその中で、金額についても、地方創生臨時交付金ということで限度額が示されております。その中で別府市として、推奨メニューに基づいてどういったメニューがいいのかというところで検討をしていく段階にはなるんですけども、確かに委員おっしゃるとおり、給食費の高騰分については、令和5年度につきましてはこの臨時交付金を使いまして、給食費の高騰対策については予算化をしているところです。

ただ、その基になります農家への肥料等への対策については、先ほど申し上げました臨時交付金の範囲内で事業を選定していく中で、どうしてもちょっと入れることが財源的にできなかったということになります。

○泉委員

離農、それから生産放棄、専業農家の減少、生産高の問題、それから食料生産高の問題、これから見ていったらね、いわゆる農業関係者に対する対応が僕はね、非常に遅いんじゃないかと思ってるんですよ。やっぱり部長ね、今後においてやっぱり物価高騰対策をやるのであれば、国の制度に倣ってじゃなくて、別府市独自でもやはり生産農家の対策というのをやっていたらどうに要望しておきます。

以上です。

○安部企画戦略部長

国のほうから交付金の額を示されるときに、やはり何が必要かというのを必ず市民のアンケートをしております。また、事業者等も、交通事業者とかそういった御意見受けております。

物価高騰対策、それぞれ時期時期によってまた必要な措置が違うと思いますので、また国のほうからそういった措置が来れば、そういった広く各産業、あるいは市民の声をまた聞いて対策に応じていきたいというふうに思っております。

○阿部委員

物価高騰対策の交付金なんですけども、非課税世帯と子育て世帯、これ担当課で世帯数積算して予算が上がって、財政で今回総合的に見てると思うんですけど、過去からコロナからの世帯数が変動したりしたところの、過去の子育て世帯に対して、振込で今までいけてるところは多分手続が要らない人と、新たに納付等振込の手続が入れの方の差異の部分というのは、どのように通知をしているのか、周知をしていくのか、その部分をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○矢野企画戦略部次長兼財政課長

おっしゃるとおり、これまで子育て世帯、継続的に給付を受けている方に対しては同じ口座というところで振込をさせていただいてると思うんですけど、ちょっと新たな世帯については、すみません、担当課から詳しく聞かなければいけないところなんですけども、対象となるということが判明した際に、その方に通知をして、口座番号等をまた返信させていただいて振込していると。低所得者の給付金も同じような形なんですけども、そういう形を取っているということになります。

○阿部委員

担当課でお聞きしたときに、大体もう99%、8%ぐらいの高水準で振込って形で大体世帯をカバーしてるということでお聞きはしているんですけど、担当課の資産税課、子育て支援課、財政課等、どこの課、部に関係なく、給付に対しての問合せとかがあったときには、ちゃんと抜けがないようにしていただきたいと思います。これは要望で結構です。

○矢野企画戦略部次長兼財政課長

委員言われるとおり、この問合せについては市全体としてお答えできなければいけないというふうに考えております。これにつきましては、担当課のほうから市全体に情報を流して、市職員が、全員が共有できる体制を今後も構築していきたいと考えております。

○森山委員長

よろしいですか。

○阿部委員

以上です。

○森山委員長

ほかに御質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第17号市長専決処分条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第17号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第47号市長専決処分について、財政課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号財政課関係部分については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第49号市長専決処分について、財政課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第49号財政課関係部分については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）11時06分

（再開）11時07分

○森山委員長

再開いたします。

次に、情報政策課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）情報政策課について、当局から説明を願います。

○新貝情報政策課長

御説明させていただきます。今回提案いたしました議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）の情報政策課関係部分について御説明させていただきます。

補正予算資料の5ページをお開きください。

○森山委員長

よろしいでしょうか。

○新貝情報政策課長

よろしいですか。

第2款第1項総務管理費の財務会計システム改修事業につきまして、583万円を令和6年度に繰越いたします。本事業は、大分県と県内市町村が共同利用しております大分県共同利用型電子入札システムの機能追加に合わせた別府市の財務会計システムの改修を行う内容のものでございます。

大分県の共同利用型電子入札システムの今年度の改修で、物品等の調達に係る入札参加資格のオンライン申請、それから電子入札の機能が新規追加されるということに伴いまして、必要になります別府市の財務会計システムの画面及び帳票の改修作業としまして、今年度583万円の改修業務委託を契約しているところでございます。

当社の想定より、県側のシステムのデータの連携の仕様の決定に時間を要しましたために、別府市の本改修業務の設計製造スケジュールを延期する必要が生じたものでございます。

なお、本改修業務は令和6年6月までには完了する見込みでございまして、別府市の業務スケジュールには影響がない予定でございます。

以上、議案の内容について御説明させていただきました。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)情報政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号情報政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、情報政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 11時11分

(再開) 11時13分

○再開いたします。

次に、防災危機管理課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)防災危機管理課について、当局から説明をお願いします。

○白石防災局長

おはようございます。このたびの第1回定例会に防災局関係としまして、予算議案1件を計上させていただきます。内容等については担当課長から説明させていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

また、併せて先日防災倉庫の視察をしていただきまして誠にありがとうございます。
それでは、課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○中村防災危機管理課長

それでは、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）防災危機管理課関係部分について御説明をさせていただきます。座って御説明させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたします。

補正予算書の42ページをお開きください。

事業番号1062防災無線整備に要する経費の減額として、防災無線整備委託料4,543万5,000円でございます。これは、火山災害や津波、地震津波災害といったあらゆる災害に対しまして、無線の機能強化、既存のMCA方式に加えて、IP無線方式もプラスにして2回線を所有するということによりまして、通信が途絶等の回避を行って、円滑な情報伝達を可能とすることを目的とした事業です。

無線には、同報系の無線と移動系の無線の2種類があります。同報系無線といいますのは、市内のサイレンスピーカーといった住民向けの無線でありまして、次に移動系無線というのは、市職員や関係機関との間で使用する無線でございます。

今回の補正につきましては、MCA無線の提供元であります一般社団法人移動無線センターより、移動系の無線のMCAアドバンスの加入局数が当初の見通しを大幅に下回っており、非常に厳しい事業関係であるとの通知がありました。加えて、MCAアドバンスのサービスの見直しの可能性について検討を行っており、この事業自体を第三者への事業譲渡の可能性も含め、さらなる見直しを検討しているとの通知があったことに伴いまして、同報系無線における機能強化を予定どおり実施するものの、移動系無線における機能強化を現時点で見送りしたことに伴いまして、所要額の減額補正をするものであります。

詳細といたしまして、本年度当初予算には、防災無線の整備委託料としまして5,071万5,000円を計上しておりましたが、同報系無線の機能強化の部分の528万円分は執行させていただいて、残りの4,543万5,000円を減額するというものであります。

引き続き、同42ページの事業番号1131地震津波等被害防止対策に要する経費の減額といたしまして、施設整備工事費2,127万7,000円でございます。これは、内竈の防災備蓄倉庫新築工事ほか2件に係る費用で、工事の設計段階におきまして工事の精査を行った結果、倉庫の基礎工事の形式を変更したことによりまして、約2,127万7,000円を減額するというものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

19ページをお開きください。

7目の消防債を御覧ください。先ほど説明いたしました歳出の減額に伴いまして、その事業の財源であります地方債の防災物資備蓄施設整備事業債の減額として2,120万円と、防災無線整備事業債の減額といたしまして4,540万円をそれぞれ計上しております。

なお、地方債は緊急防災・減災事業債でございます。

以上、こちらの地方債につきましては、前に戻っていただくこととなりますけど8ページをお開きください。

地方債補正といたしまして、第4表の2の起債の目的の欄の上から4行目、5行目に同額を計上いたしております。

以上で、防災危機管理課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)防災危機管理課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号防災危機管理課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、防災危機管理課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 11時19分

(再開) 11時21分

○森山委員長

再開いたします。

最後に、選挙管理委員会、監査事務局関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)選挙管理委員会関係部分及び議第18号、別府市監査委員に関する条例の一部改正について、当局から一括して説明をお願いいたします。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長の若杉でございます。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)のうち、選挙管理委員会関係部分及び議第18号、別府市監査委員に関する条例に関する、一部改正につきまして御説明を申し上げます。座って説明させていただきます。

初めに、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)のうち、選挙管理委員会関係につきましての部分でございます。今回の補正予算は、昨年4月9日に執行されました大分県知事・県議会議員選挙及び同年4月23日に執行されました別府市長・市議会議員選挙に係ります執行経費の精算に伴う減額の補正予算を計上させていただいたものでございます。

初めに、歳出部分について御説明をいたします。

予算書の24ページを御覧ください。

1段目の事業コード0190大分県知事・県議会議員選挙執行に要する経費4,440万7,000円につきましては、579万5,000円を減額いたしまして、3,861万2,000円となる見込みで、補正予算を計上させていただいております。

主な内容につきましては、ポスター掲示場等設置等委託料の入札に伴います差金の減額131万2,000円、派遣業務等委託料の入札に伴います差金の減額、こちらが193万3,000円、立候補者が使用する個人演説会等の会場借上げ料、こちらの減額が117万8,000円となるものでございます。

続きまして、2段目の事業コード0192別府市長・市議会議員選挙執行に要する経費9,674万7,000円につきましては、4,126万円を減額しまして、5,548万7,000円となる見込みで補正

予算を計上させていただいております。

主な内容につきましては、参議院大分県選出議員補欠選挙が同日に執行されたことによりまして、事務執行が共通となる経費につきましては、その3分の1を参議院補欠選挙の執行経費に按分したことから、投票立会人等報酬の減額166万円、職員手当等の減額289万3,000円、通信運搬費の減額、こちらが232万3,000円、派遣業務等委託料の減額332万5,000円などによるものでございます。

また、県知事・県議会議員選挙の執行に要する経費減額と同様に、ポスター掲示場設置等委託料の入札に伴う減額265万8,000円、個人演説会の会場等借上げ料の減額352万3,000円、加えまして、選挙運動費用の公費負担金の減額2,361万2,000円などによるものでございます。

続きまして、歳入についてでございます。

戻りまして17ページを御覧ください。

大分県知事・県議会議員選挙執行費委託金につきましては、先ほど御説明いたしました大分県知事・県議会議員選挙執行に要する経費と同額の3,861万2,000円の歳入となる見込みで、579万5,000円の減額補正を計上させていただいております。

続きまして、議第18号別府市監査委員に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の4ページを御覧ください。

別府市監査委員に関する条例の一部改正では、地方自治法第243条の2の2が、地方自治法の一部改正により、第243条の2の8に移動することに伴いまして、この条を引用いたします別府市監査委員に関する条例第3条のうち、第243条の2の2第3項を第243条の2の8第3項に改めようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、今回の補正予算の内容及び条例の一部改正の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○泉委員

これ基本的なことなんですけどね、いわゆるフェイクニュース的な個人攻撃に対する選挙の攻撃ですね。私は弁護士と一緒に別府警察署に告発してるんですよ。ところが、発信元の特定ができるのにいまだに解決してないんですけど、これから先の4年間、いわゆる立候補者に対する誹謗中傷というのは、私はもうかなり増えてくるんじゃないかと思って、そういう対策というのは選挙管理委員会としてどう考えているんですか。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

立候補をされようとする方、それから議員さん方、政治家の方々に対するヘイトスピーチ等に関するものについては、全国各地でも問題になっているところがございます、ハラスメントに関する条例というのを定めている自治体もございます。

選挙管理委員会といたしましては、内容といたしまして選挙に関するところを含むところでもなく、かなり広い範囲になるということになりますので、選管委員会単独ではなく関係部署と協議をしながら、どのような形で進めていくかということとは協議を進めていかないといけないというふうに考えております。

○泉委員

あのね、局長、こういうことなんです。当落を有権者が投票行為によって決める以外の

ほかの要因として、誹謗中傷というのは、僕の場合1日に470件ぐらい閲覧上がってましたよ。それは全部資料を警察に届けてます。それでも特定できないんですね。やっぱりこの対策というのは、選挙の前だけじゃなくて、やはり選挙は4年に1回あるわけですから、そういう具体的な対策というのは専門家を交えてやるべきだと思いますけど、どうですか。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

委員さんのおっしゃること、大変理解しております。特に特定する方法というのは、確かに難しいところは多々あるかと思えます。我々選挙の担当部署だけでは、とてもその部分というのは解決に結びつく方策というのはなかなか難しいところがございますので、もちろん情報の担当の部署とか関係部署と、やり方をどうするのかというところもございますし、また国のほうもその辺の部分、考えていくこともあるかと思えますので、国の動向、それから我々市役所の中としてどうやってやっていくかというのは、これから関係部署と話をしていきたいというふうに思っています。

○泉委員

立候補者にとってみるとね、身分に関わるもう極めて大切な問題なんですね。それで、今の情報、通信情報の、市の職員が持つてるノウハウでこれに対処するというのは極めて僕も難しいと思うんですよ。やっぱり専門部会等を設けないと、今後の統一地方選等においてね、やっぱりほかの要因で当落が決まるというのは許せないことなんですよ。だからそういう専門部局を設けて、ぜひとも対応していただきたい。これは強く要望しておきますね。

それからもう一点ね、今、期日前投票所以外に、今有権者は投票所を指定されてますよね、投票所を指定されます。実は87歳の扇山に住む女性の方から私にメールが来たのは、自分の前に投票所があるのに、投票所指定、区域の指定をされているから、遠隔地まで投票に行かなきゃいけないという問題が指摘された。なぜあれを、投票所を指定する必要があるのかな。これだけデータ化が進んでる中で、どこでも投票できるようにすれば、投票率はかなり上がるだろうと思うんですけど、その壁については、どうして壁を設けるんですか。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

投票所を地域によって定めるというものは、これも法律、公職選挙法に定められておりまして、地域によって投票所を定めると、その定め方につきましては現在は自治会、自治体ベース、自治会ベースで投票所のほうを定めさせていただいております。

また、法律が整備されまして、投票所、例えば期日前投票所はどの方がお見えになっても、どの投票所の方がお見えになっても投票できるということでございますし、あと共通投票所という考え方もございます。この共通投票所も導入してる自治体もございますけれども、ここについても、今の時点ではまだできるということではならないんですけども、研究を進めていただきながら、その実現の仕方については調査を進めていきたいというふうに考えております。

○泉委員

あのね、やっぱり民主主義の一番の根幹というのは、有権者が投票行為によって意思を反映するということなんですね。それをブロック別に投票所を指定し、コンクリートしてしまっただけで、以外は駄目ですよ、投票、全投票所、全市役所ですね、こういうものに限定する必要があるのかな。やっぱり別府市の投票率見てもね、本当にこれは民主主義の実態かなって疑問を持たざるを得ないんですよ。やっぱりそういうところは思い切って改善をしていただくという形が、物すごく僕は必要だと思ってますから、これ年度末委員会ですけども、

これだけ強く要望しておきますので研究してください。お願いいたします。

○森山委員長

ほかに質疑ございませんか。

○塩手委員

2点だけ。選挙の、市長選と事業番号0192別府市長・市議会議員選挙執行に要する経費の減額から12番の委託料というところで、これ事業番号0190大分県知事・県議会議員選挙執行に要する経費の減額もそうなんですけど、ポスター掲示場設置等委託料ということで、減額理由が入札の差額ということだったんですけど、まず1点目が前回から比べてポスターの設置場というのは減ったのかということ、2点目が、今後人口が減っていくというのももう分かっているので、設置数の見直しというか、そこら辺考えられてるのか、この2点をお答えください。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

ポスターの設置、掲示場の設置数につきましては、前回と比べるとちょっと数、正確なところは申し上げられませんが、数か所減っております。

今後、設置の数について見直しということにつきましては、法律的には現在でも法律よりも少ない数で設置はしているんですけども、当然設置の箇所の部分も可否が判断できないというか、設置できない箇所もだんだん出てきているところでございますので、見直しというところでは、まず設置できるかできないかというのをまずちょっと優先的に考えるところもあるんですけども、もちろん今は選挙の在り方ですね、例えば有権者にどのような形で情報を伝えるかとかいうところについても研究を進めなければいけないところがございますが、今現在としてはまだポスター掲示を大幅に減らすとかいう計画はございません。

○阿部委員

今、塩手委員が言ったポスター掲示板のことなんですけど、予算を見ると、市町村の選挙に関しては地方行政、市のほうが単費で受け取ってるんで、公職選挙法からのポスターの掲示板の場所等の設定は、地方の管理で変動できるという理解ができるんですけど、それに伴って、さっき言った調査研究のときに調査研究する先というのは、恐らく議会のほうになると、現職・新人の方、どういった方に対しても投票が自由に、立候補が自由にできるという環境をすれば、こちらの議会のほうにも、そちら側から調査研究の依頼があってもいいのかなというふうに思いますし、掲示板の場所が、貼れない場所が10か所ぐらいあるんですよ。僕、前回の選挙のとき248か所あったときに、鉄輪の熱の湯温泉の前と境川小学校の境川の角と、委託業者をお願いしたら、高い場所で危ない場所でも何とかしてくれるんやとは思ってますけど、全て多分ボランティアで皆さんやってるんで、その辺というのは、現場多分248か所行かれてはないとは思いますが、場所によってはもう垣根があって貼れない朝見の山びこ広場の東側のところとか、もう結構ポスター貼るのに苦労するっちゃうのはよく聞きますよ、ボランティアの方から。そういった部分も、3年間あるうちに、公費負担の在り方も、ポスターの貼る、掲載の、ボランティアで議員、各新人も併せて皆さんやられてると思ってますけど、その辺の調査研究も併せてして欲しいと思います。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

今、委員さんから御指摘のありましたポスターの貼りづらさという、確かに議会、議員さんの掲示場って高さもあつたり、幅も広がつたりということで、なかなかその設置場所とい

うのが、徐々にやっぱりなくなってきたところがございます。今、御指摘のありました場所につきましても、再度今回その反省を踏まえて、調査のほうまた進めていきたいと思えます。

また、次回の選挙のときには、そういう部分を可能な限りなくしていくように努力をしていきたいと考えております。

○阿部委員

ぜひ、調査研究の中で議会を通して、議会も調査研究の意向の場所として使っていただきたいと思えますし、そういった部分で一緒に作り上げていってもらったほうが公費負担も減るとは思えますし、よろしくお願ひしたいと思えます。

○森山委員長

ほか、ないですか。

（「なし」と発言する者あり。）

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。すみません。

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)選挙管理委員会関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号選挙管理委員会関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第18号別府市監査委員に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、選挙管理委員会、監査事務局関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は、全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録作成につきましては委員長に一任させていただきます。

以上をもちまして総務企画消防委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

○閉議：11時40分